

凡 例

1 本審査基準における商品及び役務の掲載順について

本審査基準は、原則として、各区分における類似群コードの順に基づき、掲載しています。

2 本審査基準に掲載した商品及び役務の表示について

本審査基準に掲載した商品及び役務の表示にあっては、原則として、省令別表中の表示に基づくところ、実務上の要請に基づき、用途に基づく表示等及び省令別表以外の商品・役務の例示を一部採用しています。

(例)

[用途に基づく表示]

省令別表	第7類	電気洗濯機
審査基準		業務用電気洗濯機
		家庭用電気洗濯機

[機械化システムに対応する表示]

省令別表	第41類	技芸、スポーツ又は知識の教授
審査基準		技芸・スポーツ又は知識の教授

3 複数の類似商品（役務）群をまとめた包括概念表示については、その範囲を

で囲みました。

(例)

金属製包装用容器		(18C01・18C13)
金属製包装用容器（「金属製栓・金属製ふた」を除く。）		18C01
金属製栓 金属製ふた		18C13